

青税連

1998.7.1



118

119

200

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12. 代々木リビン303
TEL.03(3354)4162 FAX.03(3354)4095

CONTENTS

No.118
1998.7

◇一年間をふりかえって〈会長〉橋本和枝……………3・4

◇税理士資格制度の見直し問題点

〈東京青税〉粕谷幸男……………5～13

◇税理士制度を考える

〈税理士法委員長〉井上高明……………14・15

◇どうすればみんなが集まるゼンセイゼイ

〈組織部長〉渥美雅裕……………16～19

◇30周年記念事業……………〈委員長〉岩田俊一……………20

◇三青会報告……………〈三青会担当〉石澤一英……………21

◇会員のための日税連会館を望む

～アンケート結果のご報告～

〈総務部長〉宮川雅夫……………22～25

◇秋季シンポジウム横浜大会

〈研究部長〉野崎貴彦……………26・27

◇あとがき……………〈広報部長〉麻木義弘……………28



1年間をふりかえって

会長 橋本和枝 (東京)

1. はじめに

昨年のソウル大会で全青税の会長に就任してから、制度問題に積極的に取り組むこと、組織拡充のために様々な地域や立場を越えて相互理解をするよう努力すること、全青税を会員の皆様が身近に感じていただけるようにすること、などを心がけてこの一年間活動してまいりました。

2. 税理士法改正への取り組みについて

日税連では今年1月、税理士法改正対策特別委員会の設置を決定し、森会長の「税理士法改正事業は最重要課題であり、平成十年度中に軌道に乗せたいと考えている。」との発言により、法案策定を視野に入れた運動の段階に入ったという見方ができることから、全青税としても、税理士制度が真に国民のための制度として機能するよう、緊急に税理士法を改正していくための運動に取り組むこととしました。

まず、「税理士法改正」についての勉強会を開催し、税理士法改正の経過と、全青税が平成4年にまとめた「税理士法改正に関する意見」、平成8年に日税連あてに提出した「税理士法改正に関する意見（タタキ台）」についての要望書など、従来の全青税の意見について学びました。

そして、理事会において次の3点が決定されました。

① 「税理士法改正に関する意見（タタキ台）」の審議状況について（報告）が平成8年12月に公表されて以降の「タタキ台」の取り扱いや、設置された「特別委員会」の性格について、会員の意見が充分反映さ

れない点があるのではないかという危惧から、日税連あてに「税理士法改正に対する方針に関する質問状」を提出する。

② 全青税の基本的な意見としては、従来からの“税理士の使命”の明確化こそが、税理士法の改正を考える上での原点だということに変わりはないが、あえて現行税理士法改正論議を一步前へ進めるために、「タタキ台」に沿って検討し、最低限これだけは実現してほしいという項目について日税連あてに要望書を提出する。

③ 資格取得制度改善を求める運動を行う。そのための文書（リーフレット）を作成する。

試験科目の一部の免除について、「税理士法改正に関する意見（タタキ台）」には以下のように記載されています。

「特定の者に一定の資格を付与する方法としては、一般的には試験制度が採用される。共通の試験に合格した者に資格を付与することが最も公正で、平等であるからである。・・・

試験は、税理士の使命を達成し、納税者の信頼に応えるために必要な資質についての検証を行う制度であり、例外的措置である試験免除制度を幅広く設けることは、その資格の社会的評価を低めることになりこそすれ、決して高めることにはならない。」

資格取得制度について、全青税は従来から試験免除制度（第8条）を廃止し、資格取得は税理士試験に一本化し、その上で、試験科目、試験方法など試験制度の抜本的改革を行うべきであると主張してきました。

税理士法改正が運動の段階に入った今、

資格取得制度を一步でも前進させるために、せめて(タタキ台)の案を下まわらないよう、運動を強めていく必要があると考えます。

3. その他の制度問題について

住民基本台帳法改正については、事実上の国民総背番号制の導入にほかならないことから、反対する陳述書を作成し、国会議員に対して陳情活動を行いました。今後も引き続き法案の廃案をめざし、行動していく必要があります。

昨年10月に脱税工作を行った国税OB税理士と国税調査官による贈収賄事件が起きました。この事件は国税OB税理士と現職調査官の構造的な癒着をチェックできなかった税務行政が原因の1つとなったのだと思われるため、「税務行政手続の透明化及び適正化を求める要望書」を国税庁長官宛に提出しました。

また、各国の納税者権利憲章の現状について、法人税改革についての研修会の開催、国会に上程された情報公開法についての問題点、WTOによる国際的な規制緩和や規制緩和小委員会報告の資格士業に対する規制緩和についての情報収集などを行いました。

4. 日税連に対する対応について

昨年11月、日税連、森新執行部との役員懇談会が開催され、①日税連の機構改革及び会務運営について②税理士制度関連について③商法改正による会計調査人制度について④地方自治体の外部監査制度について⑤住民基本台帳法改正についての各事項の意見表明及び要望を行いました。

森会長が、出来るだけ会員の意見を反映させながら会務運営を行っていくこと、会館取得問題についても会員の意見を聞くこと、を表明したことを受け、全青税の会員に対し日税連会館に関するアンケートを実施しました。

この、日税連執行部との懇談会の質問事項

準備のため、熊本理事会の前日からの泊まり込みによる検討会を含め数回の話し合いは、各単位青税の考え方の違いや一致点が理解でき、大変有意義であったと思います。

5. 秋季シンポジウムについて

昨年11月、神戸において「神戸発21世紀への提言ー消費税の現状分析と問題点ー」と題してシンポジウムを開催しました。秋季シンポジウムは、夏の全国大会とともに全青税の会員が一同に会するよい機会です。近畿青税の方々の、出来るだけ安く、出来るだけ多くの会員に参加してほしいという熱意により、333人の会員が参加し成功裡に終わることができました。

6. 組織活動について

今年度は全青税が全国組織であるということを変更して再認識し、様々な地域や立場を越えて相互理解をするよう努めました、その1つとして、各単位青税の会員拡大の方法や研修会の開催など組織活動に関する情報交換のため、拡大組織部会を開催しました。

また、全青税の活動を会員の皆様に理解していただくために、会報「青税連」の発行と、理事会の様子をお伝えする「ぜんせいだより」を発行していますが、今年度は会報のデザインを一新し、内容も充実して4回発行することができました。

このほか、全青税の対外むけパンフレット「ザ・ガイド・オブ・アオゼイ」の内容が古く、部数も少なくなったため、内容を全面的に見直し作成しました。

7. 最後に

第31回全国大会は、今年、8月1日～4日、岐阜の長良川畔で行われます。岐阜青税の皆さんが楽しい催しを企画しておりますので、岐阜大会を成功させるため、多くの会員とご家族の皆様のご参加をお待ちしております。

税理士資格制度の見直し問題点

東京青税 粕谷幸男

つい、先日、私は、東京税政連の関係で、役員の方の葬儀に出席した。その葬儀において、その所属の支部長の弔辞があった。その支部長の挨拶は、故人に対する丁寧な弔慰で終わると思っていたが、政府の進めている税理士業務に関する規制緩和問題にふれ、故人に税理士制度がこのまま維持できるのかどうかの不安を訴えられていた。故人に将来の税理士制度の不安感を託してみても、あの世からは、解決の手だてを教示してくれる訳でもなし、また、規制緩和問題をあの世まで持ち込ませるのも酷に感じてしまった。規制緩和問題が葬儀の挨拶にまで登場するような、税理士の日常的な意識のなかに影響してきている問題であるのかと改めて思い知らされたものである。

平成10年になっても、日本経済は立ち直れないでいる。金融政策は、不良債権処理であてにならず、財政政策は赤字財政でニッチモサッチモいなくなってきた。そのため、政府の進める「規制緩和」政策が日本経済の不況脱出の切り札として、政府の生命線のような状況を呈してきている今日このごろである。

ところで、税理士制度に関する規制緩和問題をどのように考え、どう対応すべきかを述べる前に、税理士法改正、税理士法人、WTO、会計職業サービスの自由化、外国公認会計士承認試験の再開、外国弁護士問題、などの最近の動向との関連性を私なりの理解でもって整理しておこう。

I 規制緩和とWTO等との相互関連性

1 税理士法

税理士法は、日税連、国税庁、自民党とで、21項目に沿って、すりあわせ作業がおこなわれている。ところで、政府が3月31日に閣議決定した「規制緩和推進3か年計画」によると、「資格制度の見直し」は「公的資格制度について、業務独占規定、資格要件、業務範囲等の在り方を含め、人々の意欲・能力を有効に生かす等の観点を踏まえ、見直しを行う。」と述べている。21項目の税理士法改正項目は、この「規制緩和推進3か年計画」で実施される施策に大きく影響されよう。そのため、どのような税理士法改正になるのか現段階では想像がつかない。

2 WTO (GATS)

WTO (GATS) は、サービス貿易一般協定といわれるもので、国際条約としてわが国も締結している。WTO協定は国際条約であるため、国内法に優先して適用される。そのため、GATSの条約の内容をおさえておかなければならない^{注1}。

(1) 市場参入規制

外国のサービス提供者が市場参入するにあたって障壁となる規制を明らかにし、そのような障壁は直ちに撤廃すべきものとされている。参入障壁の規制類型としては「量的規制」が検討され、具体的な類型が例示されている(16条)。

「量的規制」としては、(a)サービス提供者の数の制限。具体的には、例えば、日本における外国公認会計士の承認数を一定数に留めるなどの制限を加えることなどである。(b)サービス取引総額またはサービス資産総額の制限。具体的には、日本における外国公認会計士の収益は、日本の公認会計士の収益の何分の1かに制限することなどである。(c)サービス提供事業所の総数またはサービス総産出量の制限。具体的には、日本における外国公認会計士の事務所数を一定数以下に留めるとか、活動時間を日本の公認会計士の何分の1かに制限することなどをいう。(d)雇用者の総数の制限。例えば、日本の監査法人に雇用される外国公認会計士の数を一定数に制限することなどをいう。(e)サービス提供の事業体を特定の形態に制限する。具体的には、外国公認会計士の事業形態は、日本の公認会計士と合併事業体でなければサービスが提供できないとするような制限をすることをいう。(f)外国資本の参加の制限。具体的には、外国公認会計士が日本の監査法人に社員として出資する場合に、その保有比率に上限等を設けることなどをいう。

以上のことからおわかりのように、これらの「量的規制」は、外国人のサービス提供者が日本でサービスを提供する場合、日本人のサービス提供者と同一の条件を与えべきであることをいっているのである。上記以外の「量的規制」は、現在では、撤廃の対象とならない。

最近、大店法の廃止が国会で決まったが、大店法自体は、GATSがいう「量的規制」には該当しない。政府の国会答弁でもこのことは確認されているが、アメ

リカからの規制緩和圧力で大店法が廃止されたとのマスコミ報道がされていた。アメリカからの規制緩和圧力はWTOが求めている市場参入障壁ではない。大店法が規制緩和の対象とされたのは、単に、米国からの要求と経団連等の要求に沿って政府が採用した政策である。つまり、大店法の廃止は、GATS条約にもとづく規制撤廃要求ではなく、純粋な政府の国内政策である。政府がすすめる規制緩和政策のうち、GATS条約にもとづくものなのか、それを名目とした国内政策としてのものなのかの峻別の目を養っておかなければならない。

(2) 市場開放約束

GATSのサービス貿易において他国への市場参入にあたっては、その他国は(a)最恵国待遇(第2条)、(b)内国民待遇(第17条)を市場参入者に付与することが必要とされている。この最恵国待遇とは、ある加盟国のサービス提供者に対して、他の国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を即時かつ無条件に与えることをいう。また、内国民待遇とは、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。

ところで、税務サービスは、市場開放する分野であるが、この分野が市場参入障壁に該当するおそれのあるものである。この約束表に記載されている(a)「業務上の拠点が必要とされる。」及び(b)「サービスは自然人によって提供されなければならない。」の意味は、次のように解釈される。(a)については、次のように解釈される。すなわち、GATSが予定しているサービス貿易の提供の態様の種類は、4種類ある。それは、第1モードから第4モードに分類され、通常、第3モード以外は、業務上の拠点を通じないサービス提供と理解されている。日本国内に事務所等の業務上の拠点の設置を要求することは、実質的には、他国のサービス提供者による第1モード、第2モード、第4モードのサービス提供を認めないことを意味し、各モードについて「約束しない」ことに等しい。(b)については、自然人以外の法人形態等によるサービス提供を認めない措置であり、市場参入制限措置であると判断されている。約束表の税務サービスでは、第1モードから第3モードまでは「サービスは自然人によって提供されなければならない。」とされているので、法人形態を認めていない。第4モードは、市場開放約束を実質上していないので、この制限を定めてはいない。

このように見てくると、日本における税務サービス分野の市場参入に関するサービス提供形態は、実質上、第3モードのみの市場開放である。第3モードとは、具体的にいうと、例えば、外国公認会計士が税理士として活動する場合に日本国内に事務所を設けて、税務サービスの提供をする形態をいう。すなわち、この第

3モードは、外国公認会計士が、日本国内で、日本の税理士と同じように事務所を設置して活動する形態をいい、その市場開放を日本政府はGATS条約上、約束をしていることを意味している。

(3) 資格の相互承認

税務サービス分野への市場参入の制限等については、上述したが、市場参入の担い手については、GATS協定6条4項で、資格要件、資格の審査に係る手続き、技術上の基準、免許要件をGATS理事会で規律することになっている。資格要件等に関するGATS理事会等の規律を受けて、加盟国は、外国のサービス提供者の資格を承認することができる^{注2}。

3 会計職業サービスの自由化^{注3}

この会計職業サービスの自由化は、93年12月のウルグアイラウンド交渉の合意を受けて、95年7月、「専門職業サービスの自由化に関する作業部会」が設置^{注4}され、開始された。特に、会計サービスは最も国際化が進んでいる分野なので、他の専門職業サービスに先行して開始された。IFCA(国際会計士連盟)は、WTOの決定に沿って、GATSタスク・フォースを設置し、会計職業サービスの自由化の問題に積極的に関与してきている。IFCAの立場は、会計士資格の相互承認を推進することが第一であり、その前提として、(a)教育要件(b)試験(c)実務経験という資格承認の基礎条件を明らかにしている。さらに、会計事務所が提供する業務サービスの範囲、法的形態、国際的ファームの名称の使用、広告宣伝、事務所又は支店の設置、経営又は資本参加に課されている各種の制限について、議題になっている。これらの議題に対する結論は、最終的には、WTOの理事会でとりまとめることになっている。この多角的規律の作成の結論は、97年末までに作業完了をめざすことが決定されていたが、議論が終結しなかったため持ち越しとなり、現在も作業が続いている。

会計職業サービスの自由化交渉のなかで、税理士業務に最も大きな影響を受けるものは、「会計事務所が提供する業務サービスの範囲」についてである。ドイツでは、会計監査人が監査会社の会計書類の作成に指導的参加をしたときには、会計監査ができない。しかし、租税事案等の助言や代理については、同一人ができることとなっている。フランスでは、税務サービスは、会計士がおこなうが、同一監査先に対して、税務と監査の担当者は峻別されている。米国では、実質上、税務と監査担当者が分離されている。わが国では、監査法人が監査対象会社に対して税理士業務をおこなうことは特別利害関係人の排除規定に抵触するのでできないことになっている。

会計監査の公正性、独立性が世界的に問われている時代において、監査法人が監査会社の税務等のコンサルタ

ント業務をこのままやらせておくことには問題がある。

4 外国公認会計士資格承認試験の再開

ところで、外国公認会計士は、税理士法3条2項により、公認会計士としてみなされ、税理士資格者となっている。外国公認会計士は、1975年まで試験が実施され、74人が認定された。その後、認定試験は中断されたが、今秋にも、外国公認会計士の資格承認試験が再開されることになった。アメリカの外国公認会計士の試験合格率は高く、税理士や公認会計士になるためには、アメリカの公認会計士試験を受けた方が楽であろう。日本で、外国公認会計士に承認登録ができれば、税理士の登録もできるのであるから、将来的には、税理士試験がスпойルされかねないおそれがある。そこで、税理士法3条2項を改正して、外国公認会計士を公認会計士としてみなさない規定に税理士法を改正すべきとする意見がある^{注5}。しかし、この改正は、さきのGATS協定にふれるので、大変むずかしい。すなわち、加盟国は、自国の約束表に掲げるサービス分野について、その約束表に定めた制限及び条件に従って他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対して市場アクセス（市場参入）及び内国民待遇を付与することを約束することとなり、その結果として、約束の水準を引き下げようとする市場参入規制等の措置を新たに導入しえなくなる。税務分野の約束表では、市場アクセス（市場参入）の制限として、サービスは自然人が提供することと、業務上の拠点の制限のみで、外国公認会計士が税務サービスの提供者としない旨の制限条項を定めず、条約を締結している。そこで、税理士法上、外国公認会計士を公認会計士とみなさないようにし、税理士登録ができないような税理士法の改正をすれば、外国公認会計士を税務サービス分野から排除する結果となろう。GATSの条約上は、約束表上に公表した市場アクセスの制限条項以外の制限条項を定められないのであるから、上述の税理士法の改正はできないこととなる^{注6}。

5 外国弁護士問題^{注7}

わが国の経済発展や国際化に伴い、外国弁護士が日本において、一定範囲の法律事務を取り扱うことができるよう米国や欧州諸国からの声をうけて、81年2月から日弁連で、外国弁護士対策委員会を設置し検討が開始された。日弁連は、86年2月に「外国弁護士制度要綱」を策定し、法務大臣に対し、外国弁護士受入制度の立法化にあたっては、この制度要綱に基づいて行うよう要望した。政府は、86年5月、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」として、国会で可決されてうえ、公布した。

この外国弁護士制度は、①日本が外国弁護士を受け入れるには、相手国において日本の弁護士に対し同法

と実質的に同等の取扱が行われることを求めるものである（実質的相互主義）。なお、平成6年の外弁法改正によって、相互主義を主張することが、GATS協定などの国際間の約束に反すると考えられる場合には、相互主義をもとめないこととされた。②法務大臣は、実質的相互主義の下において、外国人弁護士が外弁法の定める基準に適合するものでなければ承認することができない。③外国法事務弁護士の取り扱う法律事務は外国法に関する法律事務に限られる。

実質的相互主義を法制化し、資格士業の市場交流を進めていく外弁法で採用している方式は、今後の税務分野の市場開放でどれほど有効な政策であるのかは不明であるが、将来予想される米国や中国等の会計士が大量に市場進出が予想されるなかで、無原則的な市場開放は阻止されるであろう。

外国弁護士に関するGATS協定の約束表では、追加的な約束として、日本国の法律に関する業務は認めない等の追加的な制限を明記している。この「追加的な約束＝制限」条項は、税務サービスや会計サービスの分野は、全くない。そのため、例えば、外国税理士が、日本国内の税務サービスではなく、外国税理士の原資格国の税法だけに限った業務だけ認めるとする外国税理士法の制定は、GATSのルールからするとできないであろう。そのような意味からすると、外国弁護士の市場開放のシステムを税務分野に応用ができる部分は少ないのではないかと考える。

6 WTOと「規制緩和推進3か年計画」との関連をどうみるのか

GATSサービス貿易は、上述したように、会計サービスの相互承認問題が先行しており、これとの関連で、総合的法律・経済関係事務所の開設問題、監査法人の業務範囲問題、外国の監査法人による日本の監査法人への資本参加問題に伴い監査法人の組織問題等が今後問題化してこよう。政府が進める「規制緩和推進3か年計画」は、総合的法律・経済関係事務所問題と公認会計士の相互承認問題のみが関連するが、資格制度の見直し問題は、WTOの問題とは関係がない。資格制度の見直し問題は、日本政府の国内政策として、不況対策として提案されているにすぎない。仮に、税理士制度の独占権がみなおされた場合、GATSの内国民待遇の原則上、外国公認会計士にも適用があるので、国内の規制緩和は、GATSの規制緩和に結びつく。つまり、総合的法律・経済関係事務所問題と公認会計士の相互承認問題は、外圧とたとえば、「規制緩和推進3か年計画」は内圧であろう。

II 「規制緩和推進3か年計画」の資格制度見直しに対する批判

1 資格制度見直しに関する行革委員会意見は

平成10年3月31日に、政府は「規制緩和推進3か年計画」を閣議決定している。この3か年計画では、資格制度全般の見直しを掲げ次のよう計画を掲げている。「公的資格制度について、業務独占規定、資格要件、業務範囲等の在り方を含め、人々の意欲・能力を有効に生かす等の観点で踏まえ、見直しを行う。」とし、業務独占の在り方について、具体的には、行政書士制度が取り上げられている。すなわち、「行政書士の業務独占の在り方については、他の資格制度の業務独占に係る議論の動向を踏まえつつ、具体的な検討を開始する。」とし、その結論を平成12年度までに出すとしている。

また、税理士に関係するものとして、「総合的法律・経済関係事務所の開設」が掲げられ、「弁護士、公認会計士、税理士、弁理士等がそろった総合的な法律・経済関係事務所の開設について、関係省庁間において、検討を行い、平成10年度中に結論を得て、これを踏まえ、速やかに所要の措置を講ずる。」とし、大変早い時期の結論が予定されている。

行政改革委員会は、平成9年12月12日に、規制緩和策の最終意見書を取りまとめた。政府は規制緩和策を進めるにあたって、当行政改革委員会の最終意見書を最大限尊重するとした。この最終意見書を受けて、政府は、「規制緩和推進3か年計画」を決定している。そのため、政府が進める規制緩和策は、同報告書の答申内容に大きな影響を受けている。

問題点を検討する前に、同報告書の土業に関連する規制緩和の内容の骨子を紹介しよう。

2 資格制度の業務独占の規制緩和の方向性

同報告書によると土業の業務独占規定は、当該資格を有しない者を市場から制度的に排除するという、参入規制的要素を色濃く持つものである。その結果、限られた有資格者が特権意識を持ち、当該有資格者による特殊な村社会が形成されがちであると指摘している。すなわち、①そうした市場においては、一般に競争が排除され、サービスの質が低下し、価格が下げ止まりしがちである。②無資格者であっても必要かつ十分なサービスの提供を受けられると国民が判断した場合、無資格者が、法律上の規律に服さないことも承知の上で、国民が自己の責任で、そうした者に依頼すればよいのではないか。③有資格者も無資格者も市場という共通の土俵で競争することによって、全体として、より良いサービスが、より安価に提供されるようになる。

また、こうした業務独占に関する見直しが進められる過程で、あまりに細分化された業務提供は、利用者

である国民に不便を強いることになるとして、各資格制度の実体を踏まえてその垣根を低くし、土業間の業務相互参入により、その不便を解消するとしている。その結果として、各資格制度間の兼業や相互参入をより穏やかなものとし、いわゆる法律総合事務所の設立を可能にするなど、ワンストップでのサービス提供に対する要望に応じていくことが必要であるとの提案をおこなっている。

以上が同報告書の示す資格制度の規制緩和の具体的方向性である。

3 資格制度の業務独占見直しへの批判

そこで、同報告書の提案する土業の規制緩和に関する指摘や方向性について、その問題点を検討してみよう。

(1) 参入規制の緩和策について

行政改革委員会は、資格制度による業務独占の規制緩和策として、有資格者と無資格者を市場という共通の土俵で競争することを求めている。

本来、資格制度に試験、実務経験、卒業資格等を課すなどの一定の資格者を定めるのは、消費者保護のため、サービスの質や安全性・信頼性を一定程度の高さに保つための制度的な担保である。税理士資格は、税理士試験等によるもの、弁護士、公認会計士等一定の国家試験を通った者に、付与されている。これらの国家試験を主催するのは政府機関であり、試験制度等を通して資格が付与されるのであるから、無資格者が合法的に業務が出来るとなると、政府が国家試験を主催する政策と矛盾する。すなわち、税理士試験は、税理士となるための一定の資質を問うものであって、それにより、依頼者（消費者）の保護がはかれるのである。しかし、無資格者がその資質を問われることなしに、税理士業務を行うことを許すのであれば、政府は、国家試験を通して資格を付与する仕組みを自ら否定することとなる。税理士試験等の国家試験の実施していることの政策の評価について、同最終報告では、全くふれられていない。

行政改革委員会は、税理士業務という市場で、無資格者が消費者（納税者）から料金を徴することを了とする規制緩和策を示しているが、税理士は報酬規定によりその額が制限されるなど、業法上の規制を受ける。一方、無資格者は、このような制限を全く受けない。税理士と無資格者とが競争するとなると、競争条件がこのような状況下におかれるのである。市場における競争は、競争ルールを同一にしておこなわれなければならない。同委員会が示した資格者と無資格者との競争をうながす規制緩和策は、競争といわず、無秩序な争乱を導入するだけのものである。

税理士は、依頼者の権利利益を実現するにあたって、「使命」、「秘守義務」、「職業倫理」、「独立性」等の自

由職業人の本旨に則り、その業務に精励しているのである。一方、無資格者は、税理士としての倫理観とは無縁であろう。政府は、このような資格制度が果たしている国民への貢献について、まじめに検討してもらいたいものである。

(2) 価格規制について

行政改革委員会は、有資格者と無資格者との競争は、「より良いサービスが、より安価に提供」されるためのものであると述べている。しかし、有資格者と無資格者との競争が、何故「より良いサービスが、より安価に提供」されるのかについてその具体的なあるいは合理的な説明が全くなされていない。

消費者の支払う料金が安価かどうかは、提供されるサービスの質等により総合的に判断されるものである。税理士業務は、民法上の委任契約や準委任契約に該当するといわれている。税理士は専門家としての税法解釈権にもとづき、その委任契約の本旨に従い、依頼者への税務サービスを提供するが、その質と量は、代理の内容や個々の税理士が提供したサービスにより異なってくる。そのため、税理士業務に関する報酬規定がなければ、依頼者は、料金の適正性を判断することはできない。依頼者は料金の多寡について判断基準をもたず、トラブルが多発しかねない。

「行政書士会会則および日本行政書士会連合会会則に、行政書士の受ける報酬については記載しないこととすべき」と行政改革委員会での報告がなされている。しかし、報酬規定に関する根拠法令がなく、報酬が会則でしなれば、過大報酬等の料金に関する依頼者からの会への訴えに関して、依頼者保護がはかれなくなってしまうのではないだろうか。報酬の下げ止まりを指摘する委員会は、報酬規定の意義や効用を熟知していないのではないか。その再検討を促すものである。

(3) 資格試験の政府規制とは^{注8}

OECDの規制緩和政策は、競争を促進するための規制改革としてとりあげられている。政府の規制は、OECDの分類によると、大別して経済的規制と社会的規制にわかれている。経済的規制は、経済の状態を最適にするための規制であり、手段としては、許可制などによる参入制限や設備・価格などの規制をいうとされている。一方、社会的規制とは、非経済目的、すなわち環境、安全などの基準水準の達成を民間主体に強制するものであるといわれている。

経済的規制は、「経済分析の蓄積や技術進歩によって必要性自体がほとんど消滅しており、廃止が必要である。規制の役割が残る場合でも、競争抑制的な規制から競争促進的規制へと方向を180度転換する必要がある。」^{注9}と説明されており、その撤廃が原則とされている。

社会的規制は、「規制の存在の必要性自体について

は異論は少ない。問題は、規制目的を最小の経済的なコストで達成する手段が用いられているかどうかであり、目的と手段の合理性が満たされていない場合には制度改革を行うことが求められる。」^{注9}と説明されており、その原則維持がいられている。

そして、日本の規制法の多くは、いわゆる「需給調整条項」が存在しているといわれている。そして、現行の司法試験は、需給調整規制と質的規制の両面をもつてしていると指摘されている^{注10}。この需給調整規制とは、「量的規制あるいは競争抑制規制とも呼ばれ、需給均衡を市場の自動調整機能に任せず、供給者数、営業地域、プラント・店舗数、営業時間等々を規制することによって供給量を人為的に規制して競争を抑制する制度をさす。」^{注10}といわれており、前述の経済規制そのものであるといわれている。司法試験の需給調整規制は、具体的には、合格者数を一定程度に保っていることを指している。この需給調整規制の緩和策として、司法試験の改革により、合格者数の増加に対応している。

ところで、司法試験の質的規制の効果については、次のように指摘している。すなわち、「質的規制の効果は、市場による淘汰作用と事前規制との費用有効性の相対差の問題である。たしかに、司法試験が存在しなければ、勝手に弁護士の肩書を名乗ってもかまわないことになり、ユーザーは、その弁護士がある程度法律知識を有しているか否かという段階から情報収集作業を行わなくてはならず、そのコストは馬鹿にならない。したがって、司法試験については、一定の法律知識のある人か否かを示すシグナルとしての役割は評価すべきである。」と述べている。さすがの有力な規制緩和論者ですら、政府の規制緩和委員会の意見である無資格者の市場参入には否定的意見であることを指摘しておこう。

(4) 税理士資格は需給調整的か

税理士が需給調整的かどうかを若干検討してみよう。税理士の有資格者は、試験合格者、試験免除者、弁護士、公認会計士である。税理士試験は、科目合格制を採用しているので、試験合格者の数を毎年一定数に留めるのは不可能であろう。また、試験免除者や公認会計士の数は、国税、地方税の職員の有資格退職者数や公認会計士試験の合格者の数に影響される。税理士の数を需要に合わせて、供給数を制限するのは、税理士の資格制度からして不可能であろう。よって、税理士資格は、需給調整的資格ではないといえる。それ故、税理士には弁護士の司法試験の合格者数を増やすような人為的な供給増加策を採用する必要はないと考える。

4 税務書類作成業務独占見直し批判

(1) 税務書類の作成は

税理士法第2条第1項2号の税務書類の作成とは、単に他人の指示するところを機械的に記述代書するような事務は含まない。他人のために税法等の所定の要件に適合するかどうかをみずから判断して必要な事項を記載し書類を完成することをいう。この書類作成を税理士事務所の職員に指導してこれを記載させたいえ、自己の責任においてその記載を確認するものも税務書類の作成の範囲に入る。

この税務書類の作成について、独占業務とされる範囲は納税者等からの依頼により、業としておこなう場合に限られる。「業とする」とは、税務代理、税務書類の作成又は税務相談を反復継続して行い、又は反復継続して行うことをいい、営利目的の有無ないし有償無償の別は問わないこととされている。そこで、「業とする」にあたらぬ場合は、税理士法違反の対象とはならない。例えば、親族が臨時的に（業としない）親族の納税申告書の作成相談をしたり、作成した場合には、税理士法違反の対象外でしょう。非税理士事件で、おうおうにして起るケースとして、税務書類の作成を非税理士がおこない、その税務書類を税務署へ提出するにあたっては、納税者本人がおこなうケースである。その場合、非税理士の行為は、「業とする」に該当するので、税理士法違反に該当する。しかし、税務書類の作成から本人申請に至る非税理士の役割を「税務代理」「代行」の概念に含まれるかどうかが問題である。もし、税務代理に含まれるのであれば、その面からも税理士法の違反が問えるとともに、無資格者の税務書類の作成が問題になる。

(2) 税務書類の作成から本人申請に至る行為は 税務代理

非弁護士の本人申請事件について、弁護士法違反事件での非弁護士の「代理」の概念は、民法99条以下に定める代理の法理に従った行為のみに限定されるものではなく、当該行為を実質的に判断し、何人の名義をもつてするかを問わず、実質的に代理が行われたと同一の効果が発生した場合も指すものとする見解がある。例えば、当事者に代わって当事者の名で支払命令を申請し、訴え提起に関する書面を司法書士に作成させる行為についても、「代理」に該当するとされている（大判昭和14・3・6刑集18巻87頁）。

振り返って、非税理士の税務書類作成行為は、非弁護士の弁護士法違反事件から類推して、税務代理の概念に入るものと考えべきで、税理士法上の税務代理の違反事件の範疇にはいるものと考えられる。

また税理士法2条1項2号でいう税務書類の作成は、税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に

基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類で大蔵省令で定めるものを作成することをいう。税務書類を申告したり、申請したりする行為等は、租税債務を確定させ、または、租税上の取扱いを明確にし、若しくは書類等の提出義務を履行させるためのものである。税務書類の作成は、税務書類を申告、申請等するための前段階の作業である。税務書類は、税務官公署へ申告、申請等がされてはじめて、租税法上の効果をもつものであって、納税者の納税義務の履行に直接かわっている。つまり、税務書類の作成は、申告等の行為を予定するものである。「作成する」とは、自己の判断に基づいて書類を作成することであり、依頼者の口述どおりに記述するような単なる代書は含まれないので、税務書類の作成にあたっては、依頼者からの委任に伴って、代理権も付与されているものと考えられる。そこで、非税理士が依頼者のためにする税務書類作成行為は、民法上の「代理」に該当するものと考えべきである。

(3) 税理士業務の公共性

税理士法第1条では、「税理士は税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」とされている。すなわち、税理士は、納税義務の履行を「法（憲法適合的な）の支配」に則して援助する職業専門家である。納税義務の法関係構造、すなわち、租税法律関係は、課税庁と納税者との関係である。つまり、税理士は、憲法及び税法の枠のなかで依頼者である納税者に認められた正当な法的権利の擁護を通じて納税者の納税義務の履行に協力する職責をになっている。税理士は、租税法律関係における納税者の職業専門家としての援助者であり、まさに、公共的性格を有している（北野弘久「税理士制度の研究」参照）。

(4) 税務書類独占権解除の問題点

納税義務の履行は、上述したように、公共的性格を備えている。その公共性を確保するためには、何らかの規制が必要である。わが国ではそれを規制する方法として、税理士法を定めている。納税者の権利利益を実現するうえで、現行法の規制は合理的でない部分があるので、少なくとも、東京税理士会の改正要綱案の程度は改正されなければならないであろう。しかし、無資格者の場合は、税理士法の規制をうけないのであるから、まったく野放しである。料金トラブルや過少申告や過大申告に課税庁は、いま以上に注意をしなければならず、徴税費用の増大をもたらす結果になるであろう。そのことは納税者の税負担に影響を与えとともに、社会的な非効率性を持ち込むものであろう。

「税務代理」には、「税務書類の作成」や「税務相談」が含まれる。「税務書類の作成」だけの業務の受

託も上述したとおり「税務代理」に含めるべきであろう。「税務相談」は、「税務代理」や「税務書類の作成」業務の知識、経験を前提に成り立っている。適正な納税義務の実現のための「税務相談」は、単に税務の知識があるからといって、依頼者のためになる「税務相談」はできないであろう。しかし、現行税理士法においては、「課税標準の計算」にあたらぬ税務知識の紹介等に関する相談（税務書類の作成に関する税務相談は独占権の対象）は、無資格者が行うことは禁止されていない。現行税理士法の規制が、依頼者（国民）からみて、不都合であるという声は、聞かれない。行革委員会の関心が料金問題であろうから、税理士に対する報酬が高いという声があるなら、その声を業界として真摯に聞くことは当然のことである。

よって、税務書類の作成を無資格者が納税者から請け負って行うことは、合理的理由がなく、納税者の権利利益の実現をはたす保障がないので、許されるべきではない。

(5) 依頼者の自己責任論について

行革委員会では、無資格者に依頼しその責任を依頼者が負うため、無資格者と有資格者との競争を許容する意見がある。この依頼者の自己責任論は、現代市民法の根幹をなす消費者保護の考え方を無視している。また、依頼者には契約自由の原則があり、それは、侵すべからざる市民法的自由権である。行革委員会の意見の自己責任論は、そのことを指摘したにすぎない。依頼者の自己責任論はすべての市民的取引において伴う。資格者にサービスを依頼しようが、無資格者に依頼しようが、依頼者には自己責任は伴う。

市民的取引分野の一部について、例えば、税務サービスなどの一定の分野の取引に対して、需要者側の契約自由の原則を制限して消費者保護をはかる立法政策をとっているのではなく、供給者側の供給水準を一定程度高めた水準、すなわち、税理士等の資格士業を定めて、消費者保護をはかる立法政策がとられている。税理士法は、関税等の税務サービスを除いた一定の税務サービスの分野について、「業とする」ことを前提に、試験合格者、試験免除者、公認会計士、弁護士等の一定の要件を備えた者にその税務サービスを許可する制度をとっている。税務サービスのうちの税務書類の作成業務を税理士法の対象外にすることは税務サービス分野の供給者側の数を増やし、価格を引き下げようとする意図であろう。しかし、税務書類の作成を独占権の対象からはずし、無資格者もその供給者とすることは、消費者保護の面から大きな問題があり、その権利利益の実現をはかれる保障はない。

市民社会における取引の形態が経済の高度化・国際化等によりますます複雑になるなかで、消費者保護法制を整備していくことが、わが国の歩むべき方向である。税務書類の作成を非税理士にも許容する立法政策

には、断固反対し、それを改めさせることが必要と考える。

(6) 質の良くない事業者の淘汰論と依頼者保護

行革委員会では「質のよくない事業者は市場から排除されるのだから、税務書類作成を税理士の業務独占としていなくとも依頼者保護は図れる」との論点公開意見がある。

この論理は、市場競争に生き残った事業者すなわち、市場に現に参加している事業者が「質のよい事業者」とみなされる。市場から淘汰された事業者、すなわち、現に市場に参加していない事業者は「質のわるい事業者」とみなされる。依頼者は、市場競争に参加している事業者のみにしか依頼することができないのであるから、論理的には、「質のよい事業者」にしか依頼することができない。この論理を突き詰めれば、「質のよくない事業者」は、市場競争には、存在していないことになる。「質のよい」と「質のわるい」との比較論は、本来、競争市場内でのみの「質」を比較するものである。上記論点意見からすると、依頼者保護とは、市場競争内の「質のよくない事業者」から保護すると読めよう。しかし、市場競争外の存在を「質のわるい」ものとし、市場競争内の存在を「質のよい」ものとするので、依頼者は市場競争内の存在のみに対してしかアクセスできないのであるから、依頼者は常に「質のよい事業者」に依頼することになる。つまり、行革委員会の論点意見は、依頼者保護と市場競争に結びつけたことによって論理矛盾に陥っているのです。現実の市場では、「質のよい事業者」と「質の悪い事業者」が混在しており、依頼者は、常に、市場において、選別しなければならない。その選別の基準が資格制度であって、社会的規制、質的規制といわれるものである。

ところで、税務サービスの分野では、だれが、どのような基準で「質のよい」「質のわるい」を判断するのであろうか。市場競争に生き残った事業者は、経済的には、消費者の需要にこたえられた事業者をいうのであって、それは、租税法律主義の要請に則った納税義務の適正な実現をはかるとする本来の意味の「質のよい事業者」と同義ではない。論理的には、依頼者保護をはたせるのは、本来の意味の「質のよい事業者」である。それを市場では、「質のよい事業者」のことを資格士業と、最低基準を定めているのである。

非税理士と税理士との競争がありうるとするならば、競争条件を同一にしなければ、本来の競争とはいえない。税理士には、税理士法の各種の規制があるが、非税理士には全くない。その規制が納税者の適正な納税義務の履行の実現のために果たして、合理的で、効率的なものなのかどうかは、常々検証していかなくてはならないが、そのことと、規制がなくてよいものではない。すなわち、税理士に対する規制は、依頼者保

護（消費者保護）のための規制として合理的で、効率的な規制、有用な規制かどうかの面から検討されるべきであろう。依頼者保護のはかれぬ競争は、社会に混乱をもたらす結果になるだけで、競争とはいえない。

(7) 独占廃止と信頼性の高さ

「業務独占がなくとも、税理士の信頼性が真にたかければ国民は税理士に依頼するはずである。信頼感とは、業務独占によって与えられるものではなく、競争を通じてよりよいサービスを提供することによってあたえられるべきものである。」とする論点公開意見がある。税理士に対する信頼感の形成は、論点公開意見のとおりであろう。そもそも、業務独占権は、依頼者保護（消費者保護）のための仕組みであって、信頼感の形成のためにあるわけではない。業務独占権が廃止されれば、消費者保護がはかれなくなるのであって、そのことが、大きな問題である。

5 各資格制度間の相互参入について

行政改革委員会報告は、さらに、各資格制度間の相互参入は当然の流れであるとの認識も示している。その理由は「あまり細分化した業務提供は、利用者である国民に不便を強いることともなる。」からとしている。わが国には、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士などの資格士業が存在している。これらの資格士業が提供している業務の現状を「あまりに細分化された業務提供」の状況にあるとの認識であるが、これらの資格士業が存在することにより、国民が具体的にどのような不便を強いられているのかは述べられていない。

これらの資格士業による業務サービスが細分化しているのは、そのサービスのもつ専門的技術的理由のためである。すなわち、税務は法務の一分野であるが、税務が大量的、定期的、会計的、財産的な経済事象を伴う法律行為のため分業化させた方が、消費者（依頼者）にとって便利であるからであろう。しかし、資格士業が細分化したことにより、消費者にとって、これらの資格士業が行なう業務サービスがどの範囲のものなのか、わかりづらい面はあるかもしれない。そのことは、各資格士業の国民に対する広報の不足の問題があるとしても、各士業が分業化して業務提供すること自体の問題ではない。税理士が、業務上、他士業に係わる業務が発生したときには、提携先の他士業を紹介するのが一般的であり、紹介することで、その「細分化から」派生する不便の問題の解決がはかられている。しかし、この場合の他士業との提携は、個人的レベルでの解決であって、業界が主体的に、組織的に、他士業との提携を形成し、消費者に広報しているわけではないので、そのことは今後の課題であろう。

各資格制度間の相互参入を例えば、税理士が行政書

士の業務ができるようになるとか、行政書士が税理士業務をできるようになるとかの資格の相互乗り入れ論であれば、資質規制の面が問題になる。税理士は、行政書類一般を扱っているわけではないが、税務分野であるが行政書類の作成から申請等の代理まで行っている。行政書士は、関税等の一定の特殊な税務分野を扱っているが、税務全般は扱っていない。行政書士が税務業務の一般的な経験と知識がないなかで、税務代理を許すとなると、無資格者が税務書類を作成するときの問題が惹起する。

ワンストップサービスによるサービス提供についていえば、各士業法による独立性を確保しつつ、業務提携型の協働事務所形態をとることは、現行法上も可能であるが、現実には、このような形態の事務所は数少ない。これは、例えば、税理士と弁護士の提携事務所を例に上げて考えると、税理士のサービス需要に伴う弁護士の法務サービスの需要が企業化するほどには存在していないために、提携形態の協働事務所が数少ないのではなかろうか。ワンストップサービス型の協働事務所は、消費者のサービス需要がなければ、経済的に成り立たないものであるから、士業間の提携をより緊密にする施策を進めることにより、同様の効果を充分あげられると考える。

ところで、ワンストップサービス型の総合事務所化になじまない士業として、監査法人（監査業務）をあげることができる。何故なら、監査法人（監査業務）が監査対象先に対して士業の業務サービスを提供し、報酬を得ることは監査業務の公正性を確保するうえで望ましくないし、このことを公認会計士法でも規制している。現在、日本における会計士監査の課題は、公認会計士の責任強化をはたすことやピアレビュー体制を確立する等、監査業務の品質を高めることとされている。監査法人が、総合法律・経済事務所化すれば、監査業務の公正性に疑念を抱かせる結果になろう。

士業の総合法律・経済事務所化にあたっては、各士業の独立性が確保されなければならない。すなわち、ある士業が他の士業を、経済的に、倫理的（秘守義務）に、専門分野の判断等に対して支配従属させてはならない。この原則が守られなければ、士業は消費者からの信頼が得られなくなってしまうであろう。また、この原則は、各士業による総合事務所化にあたっての実践的課題でもあろう。

各士業による総合事務所化で、監査と税務を同一監査先に対してサービスを提供できるとしたら、まさに、監査法人が税務を扱うことと同じになる。公認会計士と税理士の業際問題は、総合事務所化で、税理士の完敗になってしまうであろう。総合事務所が税務と監査ができるとしたら、自然人である税理士に監査業務が扱えなければ、大総合事務所と税理士事務所が競争上全く対抗できない。代償措置が税理士に与えられて当

然であろう。

Ⅲ 税理士業務の規制緩和は

これまでは、税理士業務の独占見直しに関する行革委員会の意見等について批判してきた。そこで、税理士制度にとって規制緩和が必要な分野があるがそれについてはふれてこなかった。そこで、そのことについて簡単にふれよう。

1 天下りの廃止

OECDの規制緩和政策は、前述したように、競争促進のための規制改革をとるべきとしている。

国税税務官庁では早期退職勧奨のために退職職員に対する顧問先斡旋が慣行化している。退職税務職員の顧問先獲得は、既存税理士との競争に打ち勝って獲得したのではなく、課税庁の斡旋により獲得したものである。この国税税務官庁による顧問先斡旋策は、税理士間の競争市場における競争障害要因になっているといえる。これをやめさせることが、必要である。

2 大監査法人による税務サービスの囲い込み

監査法人は、監査対象会社に対する税理士業務について特別利害関係が発生するため、関与することはできない。しかし、現実には、監査法人のクライアントに対して系列税理士事務所を斡旋して、それをやらせていると聞いている。このような斡旋は、会計監査の公平性を犠牲にしている疑いがある。税理士市場の競争は、自然人による競争であり、監査法人が形を変えて参入させるのは、自由競争の原理に反する。これは、不当競争にあたるので、やめさせる必要がある。

3 税務行政による税理士業務の浸食

個人所得税の確定申告時期になると、納税者を税務署に呼び出し、税務職員が確定申告書の作成まで行なっている。法人税の確定申告時期では、全く、このようなことは行なわれていない。所得税は、申告納税制度を採用しているから、税務行政は、納税者が行なう申告納税にあたっての知識等の普及を親切に行なえばよいのであって、確定申告書の作成にまで行なうことは、過剰サービスであるといえよう。特に、税務職員による譲渡所得の代筆は、納税者の経済的事情を配慮する必要のないものにまで、過剰サービスを行なっている。また、法人に対しては、全くこのようなサービスは行なっていないので、個人と法人とでは、その取扱が不公平である。

このような確定申告書の代筆サービスは、税理士業務の市場を税務行政官庁が浸食しているといえなくもない。このことも、税理士間の競争市場における競争障害要因であろう。確定申告時の税務行政の税務サ

ービスについては、納税者が申告しやすい環境を整えるためにその行政サービスを充実させるべきで、確定申告書の代筆サービスは、やめるべきものである。

4 社会的規制の強化

OECDの競争促進のための規制改革でも、社会的規制は、経済効率の悪いものは、改善するとしても、維持発展させていくものである。そこで、税理士制度における社会的規制とは依頼者保護システムのことであろう。この依頼者保護システムとは、私なりの理解によれば、①依頼者の依頼に対して、速やかに税務サービスをおこない(委任業務への速やかな対応)②サービス内容の結果報告(説明責任をはたす)をし③サービス結果に誤りがあった場合には、賠償を含めて速やかなる対応をし④税理士が提供したサービス内容が依頼者からみて不満があった場合には、専門家機関で鑑定が受けられる仕組みの確立である。現行税理士法では、税理士の権利義務や監督について規定されているが、依頼者保護条項は、間接的にしかない。規制緩和にあたっては、依頼者保護条項を直接的に規定すべきものとする。

注1 「WTOサービス貿易一般協定—最近の動きと解説—」外務省経済局サービス貿易室編 1997年6月 財団法人 日本国際問題研究所

注2 作業部会の任務は、GATS第6条4の規律について検討。議題は、①国内規制が、客観的で透明性のある基準に基づき、必要以上の貿易制限的とならないための多角的規律の作成(検討中)②国際基準の使用についての関連国際機関との協力(国際会計基準等で専門組織の作業を尊重する)③資格承認のガイドラインの作成(97年5月に作成済み)。

注3 「『For our tomorrow』—WTO/GATS・規制緩和と税理士」東京税理士会国際部・制度部 1998年5月

注4 前掲「WTOサービス貿易一般協定—最近の動きと解説—」154頁以下。6条、7条参照。1997年5月29日会計分野の「資格相互承認のためのガイドライン」がWTO理事会で採択されている。

注5 JICPAジャーナル 483号 95年10月、「公認会計士を取り巻く国際問題セミナー」資料 日本公認会計士協会東京会研修出版部 平成8年2月13日

注6 前掲「WTOサービス貿易一般協定—最近の動きと解説—」123頁以下、154頁以下参照。

注7 「条解弁護士法(第2版)」日本弁護士連合会調査室編 平成8年6月 弘文堂 672頁以下

注8 「規制改革」川本 明(OECD規制改革プロジェクト担当) 1998年1月 中公新書1397

注9 前掲書「規制改革」80頁以下

注10 「規制緩和が法曹界の発展をもたらす」中条潮 慶応大学商学部教授 「自由と正義」1996年4月号 53頁以下

税理士制度を考える

税理士法委員長 井上高明 (近畿)

1. くすぐり

本稿の第一稿は5月19日に仕上がっていました。「原稿の締切り日より1日早い。」と、喜び勇んでFAXを流しました。ほっと胸をなで下ろしていた翌日。麻木広報部長より電話がありました。ねぎらいの言葉をかけていただけなのかと、心中密かに期待しておりますと、「井上さん、他の記事とダブるから、書き直して」との冷たいお言葉。トホホホホ…

2. わたしの時代認識

これからの時代のキーワードは、「自由競争」、「自己責任」、「情報公開」でしょう。

1) 自由競争

自由主義社会は、さまざまな問題をはらみながらも発展してきました。経済学の始祖、アダムスミスは偉大だったと思います。どんなに人間が優れているとも、西洋流で言えば神、東洋流で言えば天にはかなわないということでしょうか。ただ、100%の自由競争に弊害があったことも確かです。だから、規制が図られてきました。その大義名分は「消費者保護」、「弱者救済」です。しかし、この大義名分の名の基に、既得権の保護、不当な競争の制限はなかったのでしょうか。ヨーロッパのギルドが経済発展を妨げ、信長の楽市楽座が経済発展を促進したことは歴史が証明しています。

2) 自己責任

一億総評論家のようなのです。その昔、あるユダヤ人は、日本人を評して「プールサイダー」と呼びました。プールを泳いでいる人を見て「あーだ、こーだ」評論するだけで、本人は一向に泳ごうとしない、あるいは泳げない、というのです。つまづいて転ぶと石のせい。学校で怪我すると先生のせい。人間関係がまずくなれば相手のせい。商売がうまく行かなければ景気のせい。税金で損したら税理士のせい。本当にそうなのでしょうか。自分に非はなかったのか、自分の選択に誤りはなかったのか。いや、誤りは、分かっているのだが、それを認めたくないのだろうか。

3) 情報公開

密室です。世の中分らんことが多い。隠されていることも多い。そして、ある日突然、悲惨な現実を知らされる。事前に教えられていたら、それなりの対処も出来ただろうに。食品などでは、品質表示、内容成分の表示が義務づけられている。医薬品しか

り、化粧品しか。医学の世界では、インフォームドコンセントが定着しつつあるようです。がんの告知も視野に入ってきました。映画「ディープインパクト」も公開されます。十分な情報公開をされた上での選択ならば、たとえ失敗したとしても他人のせいにするのが無いのかもしれない。

3. 理想としての税理士制度

「税理士法改正に関する意見 (タクキ台)」いわゆる21項目は6本の大きな柱から出来ています。すなわち、税理士業務の明確化、資格取得制度の整備、税理士の法的地位の確立、税理士業務の執行方法の改善、税理士界の自主性の確立、税理士業務の制限の徹底です。これらを、さらに突き詰めると、資格取得制度に突き当たり、これは規制緩和問題とも密接に関係しています。

創業は易し、守勢は難し。確か、呉の孫権の言葉ではなかったでしょうか。日本では、受験戦争に代表されるように、入学するまでは大変な努力を必要とするが、いったん入学してしまえば卒業は簡単、といった状況が続いています。税理士もご多分に漏れません。税理士には、更新制度が無く、いったん取ってしまえば一生税理士であり続けることが出来ます。税理士法改正案では更新制度があげられているようですが、とても実のある内容とはいえません。更新が、不断の努力を必要とするような内容であれば、資格取得のバーが低くとも、税理士の品位と品質が保てるのではないのでしょうか。

昨今は格付けばやりです。失笑を買うかもしれませんが、わたしは、税理士も格付けされて良いと考えています。格付け基準、格付け結果を公表します。納税者は、その格付けと、税理士の自己PRを吟味して税務を依頼することになります。その結果、もし不具合なことがあれば、税理士本人や格付け機関に対し損害賠償を請求することになるでしょう。納税者は、規制緩和の最終段階になれば、無資格者に対して税務を依頼してもかまいません。が、不都合が起こった時には、損害賠償に応じてもらえないか、に応じてもらっても極端に低い金額で我慢しなければならないことを覚悟しておくべきです。これが、わたしの考える自由競争、自己責任、情報公開の概要です。

4. 理想と現実のギャップ

残念ながら、今はわたしの考える理想的な税理士制度を実現する環境にはありません。なぜなら、自

由競争、自己責任、情報公開は歩調を合わせて進展しなければならぬのですが、今は、どれ一つとして満足の行く水準にはありません。そうとすれば、当然税理士制度も現状に合わせたものを考える必要があります。その際に最優先すべき課題は税理士の職能でしょう。

最近「税理士よ法律家たれ」という趣旨の言葉を良く聞くようになりました。税理士の中心業務である「税務代理」という職能を考えれば、当然のことと受け止められます。そして、この中心業務は私益代表であるということと同時に意味しており、納税者の権利擁護という使命が導き出されるでしょう。

次に、権利擁護、言い換えれば保護の対象となる納税者の成熟度を考える必要があります。現況ではまだまだ自己責任原則が確立されているとはいえません。そうすると、保護者となるべき税理士の知識、能力、品性等に一定の保証を付与する必要があるでしょう。一方、税理士の知識、能力、品性等につい

ての情報公開は全くといって良いほどなされていません。この保証と不十分な情報公開を補うのが税理士制度ではないでしょうか。

このような認識に基づいて、わたしが提唱する理想と現実とのギャップの埋め方は次のとおりです。すなわち、税理士となる資格は、原則として試験合格者のみとする。ただし、試験は競争試験を廃し、合格点の60点に達したものはすべて合格とする。つぎに、更新制度を新設し、不断の努力を怠らず、品行方正なもののみが更新できるようにする。

5. 最後に

最後に一つのデータをご覧頂きます。この表は平成10年5月15日付の税理士界紙上で発表された平成9年度登録事務事績をまとめたものです。ともすれば感覚で議論してきた税理士資格の取得方法につき客観的な数字を挙げ、読者諸氏の参考に供します。

資格別税理士登録者数

登録資格	平成9年度		平成8年度		昭和62年度		昭和61年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
試験合格者	25,955	40.91	25,367	40.26	19,071	37.22	18,325	37.22
試験免除者	10,387	16.37	9,920	15.74				
資格認定者	422	0.67	503	0.80	1,178	2.29	1,241	2.52
税務代理士	585	0.92	648	1.03	1,337	2.61	1,433	2.91
特別試験合格者	20,397	32.15	20,951	33.25				
特別法認定者	10	0.02	13	0.02				
弁護士	318	0.50	314	0.50				
公認会計士	5,372	8.47	5,293	8.40				
登録合計	63,466	100.00	63,009	100.00	51,238		49,233	

資格別税理士新規登録者数

登録資格	平成9年度		平成8年度		昭和62年度		昭和61年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
試験合格者	830	46.03	825	45.55	864	32.05	841	32.80
試験免除者	598	33.17	551	30.43	355	13.17	279	10.88
資格認定者	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
税務代理士	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
特別試験合格者	176	9.76	227	12.53	1,320	49.00	1,292	50.39
特別法認定者	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
弁護士	12	0.67	17	0.94	9	0.33	11	0.43
公認会計士	187	10.37	191	10.55	148	5.49	141	5.50
登録合計	1,803	100.00	1,811	100.00	2,696	100.00	2,564	100.00

表の説明をしましょう。平成9年末現在の資格別登録者数は、税理士界に掲載された数字そのままです。それ以外の数字については記事の内容を表形式でまとめたものであり、ズバリの数字が公表されていないものは筆者の推定です。記事に無く、推定も及ばないものはやむを得ず空白にしてあります。なお、平成9年5月15日付の税理士界にも登録事務事績が掲載されていたので、表にしてあります。

資格認定者とは、税理士法施行時に一定年数以上在職の税務職員で、税理士試験委員会の認定を受けた者。特別法認定者とは、公認会計士特別試験法第12条により一定年数以上の業務に従事している計理士で、税理士試験委員会の認定を受けた者、となっています。

試験合格者の構成比は年々上昇しているもののその登録者数はほぼ一定です。また、一般試験の洗礼を受けている者は4割に過ぎません。試験免除者には、税務職員等職歴によるものと、学位取得による

ものがありますが、その内訳は公表されていません。ただ、職歴による者は年々の変動が少ないと推定できますから、残りは学位取得でしょう。よって、昭和61年の300名弱を、職歴による試験免除者とすれば平成9年度では実に300名前後が学位取得による試験免除となり、新規登録者に占める割合は15%を超えます。特別試験は前回の税理士法改正で廃止されているにもかかわらず新規登録者に200名前後が含まれているのはどう理解すれば良いのでしょうか。わたしにとっては謎です。

税理士界の記事では、当年分については詳細な数字が挙げられています。記事では、10年前との比較もされていますが、なぜか試験免除者や特別試験合格者の登録者数（新規登録者数ではない）が、人数、構成比ともに触れられていません。何らかの意図があるのか、それとも、単に記入漏れであったのか。これも謎です。

どうすればみんなが集まる ゼンセイゼイ

組織部長 渥美雅裕 (名古屋)

アオセイ活動の活性化が叫ばれて久しい。このことは、全青税だけでなく各单位青税に於ても、程度の差こそあれ同様のことが言えるようである。そこで、現在の沈滞ぎみの状況についてその原因と善後策を徒然なるままに書いてみることにした。

青税というものが、各地で産声をあげはじめたのは30余年程前のことであるが、当時は今と比べて情報量が著しく少なく、開業間もない青年税理士にとって税法の解釈・税務調査の手法・事務所の経営など、あらゆる方面に不安を抱いており、その解消のために（勿論それだけではないが）青税が組織化され、創立されたと聞いている。しかし、今は、某計算センターを筆頭に、開業後の顧問先拡大の方法についての経営に関するものや、改正税法に関するものあるいは「税務調査の上手な受け方」といったようなあらゆるセミナーが開かれており、ある程度の費用を負担すれば様々な情報が手にはいる時代である。このことは、従来とかく情報が入りにくいと云われてきた「地方」においても同様のことが言える。よって、このような情報の獲得といった意味での青税の利用価値は低下していると思われる。そこで、こういった商業ベースでは得られない、言い替えれば青税でなければ得られない情報は何かを考えてみると、やはり制度問題ではないだろうか。この問題は、税理士（業）界に所属しなければわからないことであろうし、税理士（業）界に属していなければ自分のこととして親身に考えられないことであるからである。ゆえに、私たち若手の税理士あるいはこれから税理士になろうとしている人達にとって、税理士（業）界が将来性があり希望が持てるものにするために、税理士法改正

や規則緩和等についてもっと身近なこととして興味を持てるような情報を提供し、青年税理士として共通の課題として話し合いができるようにすべきである。しかし、多くの会員にとって青税は「研修と親睦」の場と位置付け、その「研修」も、直接業務に結び付いた税法等に関心が高い。もちろんこのこと自体間違っていないし、悪いことでも決してない。が、上述の理由により制度問題にも関心を持ってもらうことにより青税の利用価値もより上がるのではなからうか。

次に、青税の現在の構成員の内容をみてみると、二世税理士の増加が著しい。また、特に都市部では勤務税理士もかなりの割合で会員となっている。前者は、既に事務所の経営基盤が整っているため、職業上の危機感があまり感じられず、後者は、経済的・時間的余裕があまりなく、行事への参加が制限されてしまっているのが現実であるように思われる。このような状況では、青税への関わりや考え方にも差が出てくるのは当然である。また、先に述べた制度問題での考え方も、たとえば今回の税理士法改正中の項目である「税理（士）法人」については、勤務税理士とそうでない者との間にはかなりの開きがあると聞いている。このように、構成員の立場の多様化に起因する考え方の多様化に対して、まず何かしら共通の問題点を見い出さなければならぬのだが、さてそれは何であろうか。

一方、より現実的な青税活動とりわけ全青税活動の参加への障害は、旅費交通費等の経済的負担や日程等の時間的負担が大きいということである。誰だって、全国各地を廻り、異なった地域の人達と意見交換や情報交換ができれば、

それは楽しいことであり、有意義なことであると
 考えてはいるが、なかなかそうはいかない。そこ
 で考えられるのがパソコン通信やインターネット
 の利用である。既にこれらを活用している単位会
 や、さらにその支部単位もあり、かなりの成果を
 上げているとのこと。残念ながらこの私はこうい
 ったことに精通していないので、具体的にどのよ
 うな利用方法があるのかわからないので詳しい記
 述は出来ないが、パソコン通信により理事会等の
 会議をおこなえば、上記の障害はとりあえず克
 服は出来る。早急な青税レベルでのシステムの構
 築を望むものである。しかし、実際には「古い人
 間と御思いでしょうが」顔を突き合わせての議論
 の方が、同じリアルタイムだとしても盛り上がる
 と考える人もまだおり、酒好きの私などは、盃を
 酌み交わしながらの談笑の方が本音が語り合え
 ると思っているのだが、事前にホームパーティー等

による意見交換や会話がおこなわれていれば、全
 国大会などで初めて会っても、既にある程度気心
 がしれており、打ち解けるのにさほど時間はかか
 らないだろうし、逆に顔も知らずにコンタクトを
 取り合っていたら、一度実際に会ってみたくもな
 り、かえって参加率が高まる可能性すらあり、こ
 のパソコン通信やインターネットの利用は組織活
 動化にとってかなり有効な手段と思われる。

以上、思いつくままにアオゼイ活動の活性化に
 ついて書いてはみたが、やはり組織の活性化には
 王道はなく、地道に各単位青税の活性化から始め
 ることが大切であろう。そのささやかな一助とな
 るべく、去る平成10年1月11日に「各単位会に
 おける組織活動に関する情報交換会」と題した拡
 大組織部会が開催された。そのときの事前検討事
 項のまとめは以下のとおりであり、参考にしてい
 ただければ幸いである。

1. 各単位青税の恒例となっている年間活動行事

【東京】

- 定期総会
- 夏の納涼大会
- 合格者祝賀会
- 春の旅行
- 各種研修会

【近畿】

- 一泊研修会
- 4月 シンポジウム・定時総会
- 6月 定時総会、研修会

【名古屋】

- 5月 春季シンポジウム
- 8月 家族バス旅行
- 9月 新入会員歓迎会
- 10月 ゴルフコンペ
- 12月 クリスマスパティー
- 1月 合格者を祝う会
- 2月 市民税金講座

【神奈川】

- 1月 税理士試験合格者祝賀会
- 6月 定期総会
- 12月 忘年会及び拡大幹事会

【埼玉】

- 月例研修会（3月除く毎日）
- パソコンクラブ（毎月）
- 2月 合格者祝賀会
- 4月 一泊スキー旅行
- 7月 定期総会
- 12月 忘年会

【岐阜】

- 例会、税法研修会（隔月）
- ゴルフコンペ（半年に1度）
- 税務署との懇談会（10月頃）
- 税務署及び県税との対抗ボーリング大会
（10月頃）
- 4月 定期総会講演会
- 12月 忘年会
- 2月 市民のための税金相談

【千葉】

- 1月 税理士試験合格者祝賀会
- 6月 三青合同研修会
- 7月 定期総会

- 9月 親睦旅行
- 10月 ゴルフコンペ
- 12月 忘年会
- パソコン研修会（毎月）

2. 「新入会員歓迎会」「合格者を祝う会」の具体的開催方法

①新入会員歓迎会

【名古屋】

- 日時 9月頃
- 場所 ホテルの宴会場等
- 案内 各支部長に該当者のリストアップを依頼しFAXにて案内

【岐阜】

- 日時 新入会員の都合の良い日時
- 案内 新入会員を含む全会員に通知

②合格者を祝う会

【東京】

- 日時 毎年1月第3土曜日
- 場所 東京税理士会館
- 案内 合格者へ往復ハガキにて年末に通知
- 内容 第一部 講演会・税理士登録案内・青税の紹介と勧誘
第二部 祝賀パーティーにて勧誘

- 案内 東京地方税理士会で名簿を入手し、神奈川県在住の合格者に案内状を発送
- 内容 記念講演・開業体験談・青税紹介・懇親会（合格者の勧誘）・二次会（会場をかえ合格者は無料）

【近畿】

- 日時 1月
- 場所 2府4県各々で開催
- 案内 近畿税理士会より合格者名簿をもらい各支部で案内

【埼玉】

- 日時 2月
- 場所
- 案内 合格者に案内書を送付
- 内容 研修（最近はパソコン関係が多い。合格者だけでなく会員にも興味ある内容にする）
懇親会（開業・登録・就職等の相談コーナー設置）

【名古屋】

- 日時 1月
- 場所 ホテルの宴会場等
- 案内 名古屋税理士会より名古屋国税局管内の合格者リストをもらい案内

【千葉】

- 日時
- 場所 広い会場
- 案内
- 内容 講演（開業体験談・一年間の行事等）
懇親会

【神奈川】

- 日時 例年1月7日以降の最初の土曜日
13：30～18：30
- 場所 東京地方税理士会館

3. 2の他、新入会員の勧誘・インフォメーション方法及び現在の組織率

【東京】

各行政区分ごとに部会を置き、部会活動を通知して勧誘を行なっている。

組織率：約5.3%

【近畿】

組織率：全体では10～20%

滋賀県は90%

【名古屋】

各支部（10支部）にて本会入会時に勧誘合格者及び未加入者へ各行事への参加案内
組織率：約55%

【神奈川】

合格者を対象として研究会（税務調査・資産税等）を2月～5月の間に月一回開催し案内する。

インフォメーションを合格者に1年間送付
組織率：約6%

【埼玉】

県連の広報に新規登録者の紹介があるので若手を中心に埼玉青税の案内と研究例会の通知を送付

組織率：約4%

【千葉】

合格者へ手紙・ハガキを送る（セミナー等のお知らせ）

1/8現在 123名

【岐阜】

支部例会で新規入会となった会員に、青税の案内と定時総会の議案書を配布

現会員からの紹介により紹介された人に上記の資料を送付

例会等で個人的に勧誘

現在 78名

4. 1の中での「全青税行事」の位置付け或は重要度

【東京】

「全国大会」「秋季シンポジウム」については、役員全員動員

重要度は大変高い。

【近畿】

「全国大会」「秋季シンポジウム」は積極的に参加

【名古屋】

「全国大会」「秋季シンポジウム」は役員及び理事を中心に参加

希望動員数達成のために各支部の理事数に割当てることもある。

【神奈川】

「秋季シンポジウム」の重要度は少しあるが、「全国大会」は一般会員の動員に苦勞している。

【埼玉】

定期総会の次に全青税行事が重要課題

「秋季シンポジウム」は重要度が高い。

【千葉】

「全国大会」は年一回の特大行事とみている。

【岐阜】

「全国大会」「秋季シンポジウム」に参加することを柱として位置付けている。

5. 4と関連して一般会員の「全青税行事」への関心度

【東京】

一般会員の関心度は高いとはいえないが、役員経験者などは出席率も高く、強い関心を寄せている。

【近畿】

一般会員は「全青税」も「近畿連盟」も同じだと思っている。

【名古屋】

全青会長を輩出したことから従前より関心は高まったが役員経験者以外の末端までは浸透していない。

【神奈川】

一般会員の意識は自分が全青税の会員という認識がない会員が多くなってきた。

全青税の活動が、「陳情等の政治活動が多い」と拒否反応を示す会員が多くなりつつある。

と拒否反応を示す会員が多くなりつつある。全青税への関心はかなり薄くなりつつある。

【埼玉】

新人は、全青に関心が薄い。特に「全国大会」「秋季シンポジウム」に未参加の新人はその傾向が強い。

【千葉】

「全国大会」のみが全青の行事と思っている人が多い。

【岐阜】

一般会員が全青活動に参加するのは「全国大会」「秋季シンポジウム」が主であり、例会により全青行事等の報告はするが、関心が薄い。

30周年記念事業

委員長 岩田俊一（東京）

全国青年税理士連盟は、昭和42年10月20日東京ステーションホテルで全国青年税理士協議会が開催され、その活動の第一歩を踏み出しました。昨年の韓国ソウル第30回記念大会で、全国青税の活動も31年目を迎えることとなりました。30周年の記念事業として特段これと言った目玉はありませんが、ソウルの記念大会と記念誌の発行がその事業の一環です。

ソウル記念大会

第30回大会を、全国青税で初めて海外で行いました。第29回横浜大会の総会において何故海外で行うのかと言った質問がかなりありましたが、日本のお隣の韓国で税理士制度と同じ税理士制度があること、10年以上前から韓国税理士孝試會（税理士一般試験合格者の任意団体）と交流があったこと、税務行政の適正手続きが法制化され確立される途上でありその実体を肌で感じられる絶好の機会であること、日本との税務行政の違いを現地で検証できること等の理由から、了解を得、開催する運びになりました。

ソウル大会にご出席の方は、様々な体験をしていただいたと思いますが、総会・大会・翌日のシンポジウム・家族旅行、全てが30周年記念事業でした。この大会準備のための、下見並びにヒルトンホテルとの交渉及び孝試會とのシンポジウムの打ち合わせ等に大会前4ないし6回渡韓しました。

大会翌日のシンポジウムには、家族向けのキムチ料理教室と、会員向けの国際シンポジウムが行われましていずれも盛会に終わりました。

また、家族旅行、税務署見学、税務士事務所見学、日韓親善ゴルフ大会も無事終了しました。韓国税務士の皆様との交流が特に深まり、現地での経済紙・業界紙等に青税の大会が大きく報道され韓国税務試會に対しても私たちの存在を大きくアピールすることが出来たと感じます。

いずれにしても、記念大会が事故もなく無事終了したことは、各単位青税の会員と家族の皆様のご理解とご協力の賜だと感謝しております。

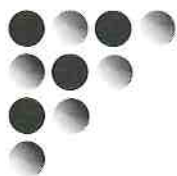
記念誌

現在、記念誌の作成の準備に取りかかっています。記念誌は10年ごとに作成され、今回が3回目の作成となります。記念誌の内容は、過去10年間の全国青税の活動を記録として残すため、過去10年間の広報誌「全青連」の抜き刷りをする予定です。さらに各単位青税から過去10年の活動と現在の活動についての原稿の依頼をしています。

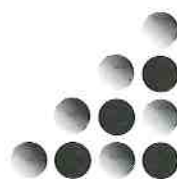
予算の関係から、出来るだけ手作りで会員の皆様への負担にならないように努力をしています。

終わりに

毎年全国から青年税理士が集まり、事業計画に基づき活動を行って30年が経過したことになります。その間各時代に活躍した税理士が、その後も全国的に交流があることは私たちの大きな財産であると考えております。全国青税が今後も継続して発展して行くこと祈っております。



三青会報告



三青会担当

石澤 一 英 (神奈川)

全青の友好団体に青年法律家協会（青法協）と青年司法書士協議会（青司協）があることはご承知だと思います。青年税理士連盟と青法協および青司協の三団体で「三青会」という団体を組織し、市民・国民・納税者のための諸活動を行っております。三青会は各会が一年に一回ずつ持ち回りで年3回の定期会合を開催しています。

橋本執行部になってから、昨年9月に全青、本年1月に青法協、そしてこの5月に青司協が幹事役となり会合を持ちました。全青に関連することは、この広報誌に逐次報告されておりますので、ここでは青法協と青司協がどのような問題に対して活動しているのか、主なものを紹介することにします。

【青法協】—寺西判事補事件—

この事件は新聞紙上で報道されていますので、ご承知の方もいると思います。

これは寺西判事補が昨年10月に朝日新聞「声」欄へ「信頼できない令状審査—令状に関してはほとんど検察官、警察官のいいなりに発付されているというのが現実だ」と内部批判とも取れる投書を行い、勤務先の旭川地裁の所長から注意を受けたことに始まります。（この注意処分については全国各地の弁護士会などが「裁判官の意見の自由を侵害している」という抗議声明を出している。）

その後今国会に上程された通信傍受法（盗聴法と言われ警察官等の電話傍受などを合法化する法律）などに反対する市民集会在本年4月に東京永田町で開催された際、会場から身分（仙台地裁判事補）を明らかにした上で、「パネリストとして話すつもりだったが、地裁所長に処分すると言われた。法案に反対することは禁止されていないと思うが（所長は）強引なことをしている。」と裁判所側の対応を批判しました。

この発言に対し仙台地方裁判所は、寺西判事補は積極的に政治活動を行い、裁判官としてあるまじき行為があったとして、仙台高裁に懲戒を申し立てました。

青法協はこれに対し、「裁判官にも市民としての自由があるゆえに表現の自由として憲法にも保障されている。また国民の法律案についての判断

材料を豊かにする点で、国民の知る権利の保障のためにも重要である」などと支援体制を整えています。

青法協では、寺西判事補を励ますFAXを受付けています。宛先は青法協事務局（全青総務部へ問い合わせください）です。

【青司協】—徳島クレサラ相談事件—

最近社会問題になっているクレサラ問題に悩む人の相談に応じようと、徳島県司法書士会では「クレジット・サラ金問題情報センター」を開設し、多重債務に陥った人たちの相談窓口を設置しました。センターでは徳島県青司協に所属する15人の司法書士が相談にあたり、約320件の相談が寄せられ、状況により破産申し立てや調停申し立てなどの手続をしたケースもありました。

ところが、徳島県弁護士会では「弁護士資格を持たない司法書士が必要な範囲を超えて法律相談することは、弁護士法や司法書士法に抵触する」として司法書士会にセンターの閉鎖を求める警告書を提出しました。

これに対し司法書士会は「相談窓口を開設した動機は、多重債務に苦しむ人が増えているのに、相談に応じる窓口が不足しているという消費者の要望に応えたものであり、司法書士と弁護士の権限の違いは踏まえており、弁護士に相談するようアドバイスもしたケースもあった。また相談者から破産申し立ての書類作成を依頼されれば応じているが司法書士会の報酬規程に従っている。」と反論しています。

この問題により徳島県司法書士会の会長は引責辞任をいたしました。

私たち税理士も社会保険労務士や行政書士との間でこれに類似した問題が生ずることがあります。また、税理士法改正の重要な項目に、税務訴訟における出廷陳述権が上げられておりますが、職域の交錯による被害者が納税者にならないよう十分な事前協議が必要であることを感じざるを得ません。

簡単ではありますが字数の制約上以上の二点についての記事をもって三青会報告とさせていただきます。

会員のための日税連会館を望む

総務部長 宮川 雅夫 (東京)

1 はじめに

日本税理士会連合会（以下「日税連」）は昨年来、会館取得の基本方針を決定した上で会館建設推進本部を設置し、日税連会館取得に向けて本格的に活動を開始しております。

全国青年税理士連盟（以下「全青税」）は従来より日税連機構の民主化を強く要望してきたところですが、日税連の前執行部が会館取得を提案した際の、その提案の仕方そのものが極めて非民主的であったことを受けて、このような形での会館取得には反対の立場を取ってきました。

ところで、全青税は昨年11月11日、日税連との間で役員懇談会を開催しました。その場で日税連会館取得問題についても意見交換を行いました。（懇談会の内容については会報117号を参照して下さい）

森日税連会長は懇談会の席上、各単位会や税理士会会員の意見を尊重しながら会務運営を行ってゆくことを表明しました。

全青税執行部は懇談会の席上、全青税の第30回定期総会における「全国の税理士の意見を反映しない形での日税連会館建設には反対する。」との決議には、日税連の会務運営を民主的に行っていただきたいという思いが込められていることをあらためて主張し、会員の意見が十分に反映された上での会館取得であれば必ずしも反対する主旨ではないことを説明しました。

これに対し日税連執行部から、「会館取得については会員の意見を十分に聞きながら進める」との確約を得ました。

このような懇談会の成果を受けて、全青税では会員のための会館取得の実現のための一環として会員の意見を集約するためのアンケートを実施することと致しました。

また全青税会員の多くは、必ずしも会館取得問題に関心を持っているとは限らないと思われるので、アンケートを通じてこの問題への関心を喚起したいという意図もありました。

2 アンケートの方法及び回答率

アンケートの依頼は、平成10年1月に全青税の全会員に郵送により行いました。回答は無記名とし、平成10年2月末を期限として事務局宛FAXにて送ってもらうこととしました。

アンケートの総発送数は2,800件（下記を参照下さい）であり、有効回答数は183件でありました。回答率は6.54%であり、やや低調であったと思います。

なお今回は、回答率の数値も会員の意識のあらわれであるとの観点から、回答を求めるための督促等はいりませんでした。

いずれにしても回答率が低いということが、この問題に対する関心の度合をあらわしているといえるでしょう。

会員の重要な共有財産を取得するという事業に対しては、我々ももう少し関心を持つべきであると反省すると同時に、日税連執行部も会員の意見集約をより積極的に行うべきであることを示していると考えます。

アンケート発送数

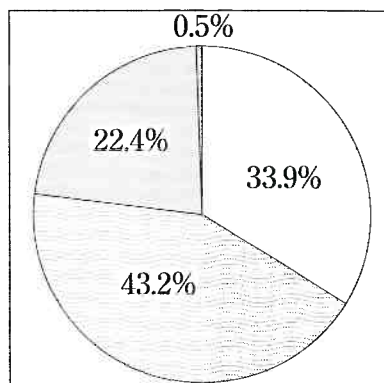
東京	神奈川	千葉	埼玉	名古屋	岐阜	近畿	仙台	熊本	個人	合計
857	193	124	106	229	78	1,111	8	5	89	2,800

3 アンケート結果

Q1 日税連では「会館は東京都内に日税連が単独で取得（建設）をする。この場合、関連団体の入居を予定する」としてありますが、これについて

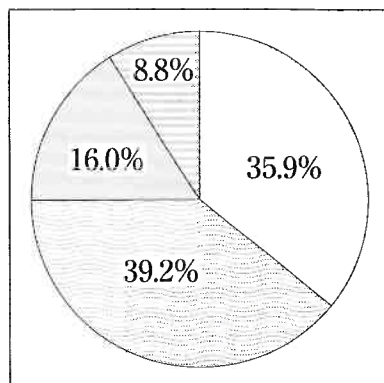
① 取得形態としてはどの方法がよいと思いますか？

- a. 会館を建設して所有すべき…………… 62
- b. 賃貸を継続すべき…………… 79
- c. どちらでも良い…………… 41
- d. 無回答その他…………… 1



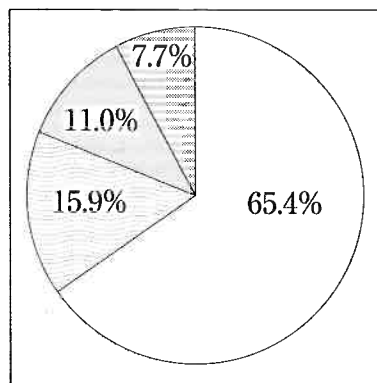
② 日税連による単独取得という構想についてどう思いますか？

- a. 単独取得で良い…………… 65
- b. 単位税理士会等の他団体との合築を検討すべき…………… 71
- c. どちらでも良い…………… 29
- d. 無回答その他…………… 16



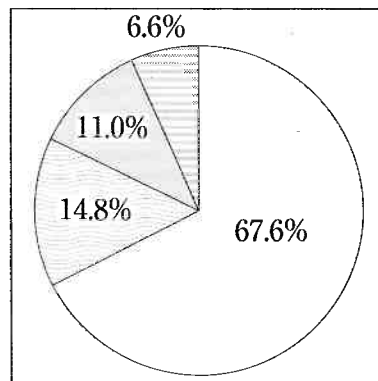
③ 建設の場所はどこがよいと思いますか？

- a. 東京が適当である…………… 119
- b. 他の地域を検討すべき…………… 29
- c. どちらでも良い…………… 20
- d. 無回答その他…………… 16



④ 関連団体を入居させるという案についてどう思いますか？

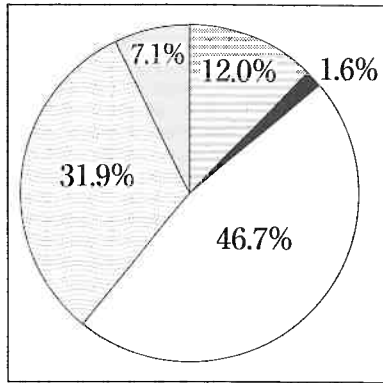
- a. 関連団体の入居により
収益を得るのは良い…………… 123
- b. 関連団体は入居させるべきでない…………… 27
- c. どちらでもよい…………… 20
- d. 無回答その他…………… 12



Q2 日税連は「会館建設資金は総額50億円を限度として、土地・建物の取得に充てる」としてありますが、

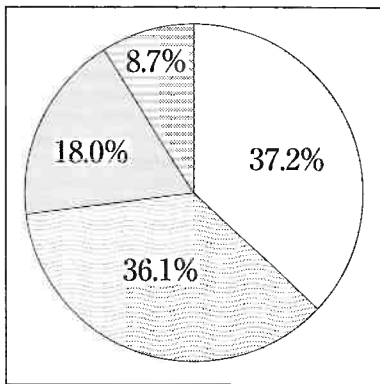
① 50億円という予算についてどう思いますか？

- a. 適当な金額である…………… 23
- b. もっと増額して検討すべきだ…………… 3
- c. もっと減額して検討すべきだ…………… 85
- d. わからない…………… 58
- e. 無回答その他…………… 13



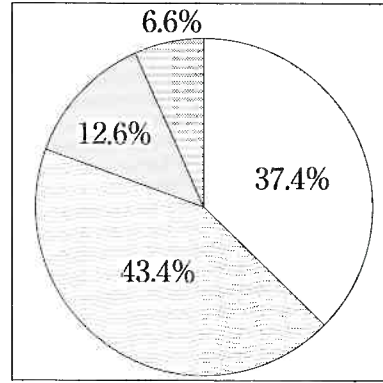
Q3 日税連は「所要資金は自己資金のほか、金融機関からの借入金によって調達する」としていますが

- ① 金融機関から資金を借り入れることについてどう思いますか？
- a. 借入金によることは適当である … 68
 - b. 借入はすべきではない …… 66
 - c. どちらでも良い …… 33
 - d. 無回答その他 …… 16



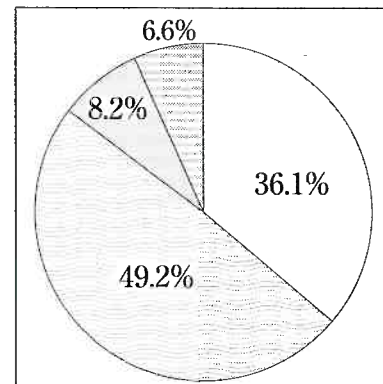
Q4 日税連は「借入金返済を含む会館建設資金は、会員が平等に負担することとし、寄付金・会債等の措置は行わない」としていますが

- ① 寄付金・会債等の募集についてどう思いますか？
- a. 寄付金・会債等は募集せずに
会費によるべきだ …… 68
 - b. ある程度の寄付金・
会債等は募集すべきだ …… 79
 - c. どちらでも良い …… 23
 - d. 無回答その他 …… 12



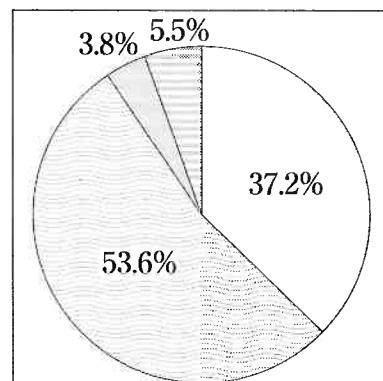
Q5 会館施設のプランについてのご意見をお尋ねします。

- ① 会館建物のグレードについてはどのように思いますか？
- a. ある程度のグレードを
維持すべきだ …… 66
 - b. 出来るだけ質素な建物とすべきだ … 90
 - c. どちらでも良い …… 15
 - d. 無回答その他 …… 12



② 会館の施設についてはどのように思いますか？

- a. 事務局室と会議室等の
必要最小限なものとするべき … 68
- b. 会員が利用出来る施設もつくるべき … 98
- c. どちらでも良い …… 7
- d. 無回答その他 …… 10



- ③ 前設問で会員が利用出来る施設もつくるべきとした方にお尋ねします。
 会館には事務局・会議室等の他、どのような施設をつくるべきだと思いますか？（複数回答可・その他にご提案があったら記入して下さい）
- a. 研修室 107
 - b. 会員談話室 48
 - c. 宿泊施設 28
 - d. 図書館 73
 - e. その他 72

4 おわりに

今回のアンケートは日税連が既に会館建設の基本方針を決定した後で行ったため、例えば建設所有が良いか、賃貸が良いかという設問の後で、建設の場所や建設資金についての設問を行うなど、やや設問自体に無理があり回答しにくかった面もあったと思います。

以下、設問ごとに感想を述べてみたいと思います。

Q1

- ①基本方針が示された後ではありますが、未だに賃貸を望む声が多いようです。
 賃貸の方が支出は少なくて済むという考えがあると同時に、地下が下落している状況のもとでは所有した方が良いとの考えもあると思います。
- ②単位税理士会との合築を検討すべきとの意見は東京の会員に多かったようです。
- ③建設地については東京が適当であるとする意見が大多数でした。
- ④関連団体の入居を是とする意見は、収益をあげることにより会員の負担を軽減すべきであるとの考え方から出されたものと思われます。

Q2

50億円が適当かどうかという設問ですが、具体的なプランが示されていない状況では判断が困難であったようです。しかし、感覚的にはもっと減額すべきとする声が多かったようです。

Q3

資金計画についても具体的なプランが示されていないので実感がわかなかったようです。

Q4

ある程度は寄付金・会債等を募集すべきとする意見がやや多かったようです。日税連でも再検討の余地があると思います。

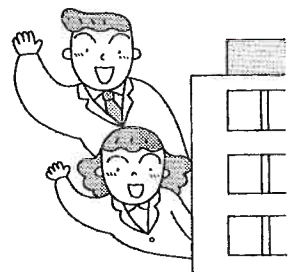
Q5

- ①建物のグレードについては、出来るだけ質素にすべきであるという意見が大勢を占めました。日税連会長が「シンボルタワーとしての会館取得」という発言をしたことがありましたが、この会員の声を尊重していただきたいと思えます。
- ②施設については、会員が利用できるものもつくるべきとする意見が多かったようです。
- ③その施設としては、研修室・図書館などを望む声が多かったようです。

いずれにしても日税連会館は全国の税理士の共有財産となります。会館は会議室や事務局の執務室等が中心になることとは思いますが、一部の役員と事務局職員の利便だけを考慮することのないように、全国の会員にもメリットのあるものにしてもらいたいと思えます。

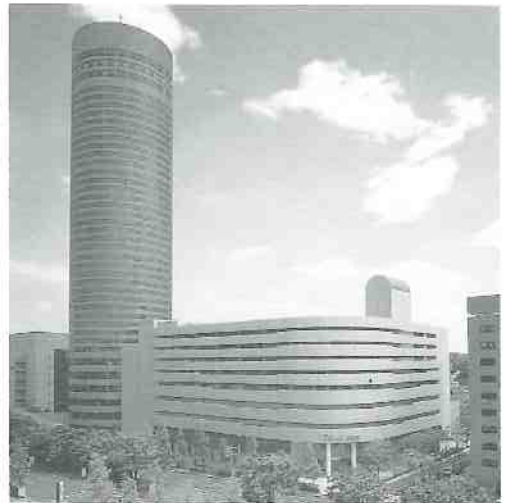
また、資金負担については全国の会員の過重な負担とならないように慎重な検討が望まれます。

そして何よりも大事なことは、日税連役員は会員の声を十分に反映させるための努力を惜しんではならないということです。そして我々が望む民主的な会務運営に繋がることを期待したいと思います。



秋季シンポジウム 横浜大会

来る11月8日(日)、全青秋季シンポジウムが、神奈川青年税理士クラブの協力のもと新横浜プリンスホテルにて開催されます。そこで今回は、準備を進められている研究部長の野崎貴彦会員に、その計画等をお聞きすることにしました。



新横浜プリンスホテル

聞き手：神奈川における全国青税のイベントは、96年のランドマークでの横浜大会以来2年ぶりですね。

野崎：ええ、大会の節は全国から500名を超える会員・家族の方々に横浜へお越しいただき、お陰様で成功を取めることが出来ました。大変お世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。

聞き手：未だついこの間のような気もしますが…。立て続けに準備をされることとなった神奈川青税さんは大変ですね。

野崎：まあ、2年しか経っていないのだから大変でないと言えば嘘になりますが、大会を担当したことが地元の活性化に繋がった実感がありましたので、今年もまたそれを期待して頑張っていきたいと思います。

聞き手：今年のシンポジウムを担当することが決定してからどのように準備を開始されましたか？

野崎：神奈川青税で秋季シンポジウム準備委員会を結成し、先ず統一テーマは何にするか、そして発表形式はどのようにするか、最後に会場や費用面の詰め、といった順番で準備を進めてきております。

聞き手：最初のテーマ選びではどんな議論がされたのでしょうか？かなり議論が伯仲したのではないのでしょうか。

野崎：ええ、その通りです。秋季シンポジウムは、全国大会と並んで全国の青税会員が一堂に会する数少ない機会ですから、地域性を超えて興味を持ってくれる統一テーマを一つ絞って行こうと、そこまでは良かったのですが、いざテーマとなるとメンバーの口からなかなか出てこない。そこで、実務

テーマと制度テーマに分けてブレインストーミング形式でリストアップしていった訳です。

聞き手：ここ数年のシンポジウムを振り返ってみますと、おおむね税制に関するテーマが取り上げられてきたような気がしますね。

野崎：私たち税理士がクライアントのニーズに的確に応えていくための素養を身につけることを目的に税制の研究を行うことは、秋季シンポジウムの本来の目的に合致していると認識してはいますが、おっしゃるとおり過去3年間を振り返ってみると「相続税」「不公平感」「消費税」と税制上の問題点を突いていこうとするスタンスのテーマとしては主要なものが出尽くした感があります。そうすると税制上の問題点とかではなく、これまではさほど必要なかったけれど近い将来知らないでは済まされなくなるであろうトレンドなテーマを考えざるを得なくなってきました。

聞き手：トレンドって具体的にどんなものなのでしょうか？

野崎：出てきたのは「国際化」というキーワードです。具体的には、「企業活動の国際化と税制」というお題目の上で、タックスヘイブン・タックススピアリング・移転価格税制・外国税額控除・在日外国人の税務などについて研究発表していただくこと。

聞き手：残念ながら私自身実務でお目にかかったことはありません。名前だけは聞いたことがあります。どんな内容かというところ…難しそうですね。

野崎：ええ、私たちもよく判りません。ただ、聞いてみたいになっていく動機からです。い

ささか無責任ですが…。案の定、この提案を1月の理事会に諮ったところ、担当する会員に過度の負担がかかることと全国会員が興味を持つかどうかの疑問から、賛同を得られませんでした。

聞き手：なるほど。それで「税理士制度」が選ばれたわけですね。

野崎：最近業界では税理士法改正運動が進んでおりますが、決してシンポ会場で税理士法改正についての青税の意見の一本化を図ろうなどと考えている訳ではありません。青税ではこれまでの活動経過において税理士制度問題について様々な意見表明をしていますが、ここへ来て社会情勢等の周辺環境がすごい勢いで変化していますので、こちらで今一度「あるべき税理士像」を見つめ直してみようというのが選定の最大の理由です。こちらの方については理事の方々の賛同が得られ、採用いたしました。併せて、このテーマに最も相応しいであろう立命館大学教授の三木先生に記念講演をお願いすることとしました。

聞き手：発表形式はディベートとのことですが…。

野崎：秋季シンポジウムは会員相互の研鑽の場ではありますが、参加した会員が「来てよかった」と思えるためには様々な趣向をこらす必要があります。ここ数年では寸劇形式であったり、ハイテク機器であったり。ただ、今回「税理士制度」を取り上げるに際して、はじめから「ディベートで行こう」と決めておりました。何故ディベートかと申しますと、そこに勝敗を決するというゲ

ーム性を持ち合わせながら、両極端な意見のぶつかり合いによって聞き手にとって論点が浮かび上がっていく効果が期待でき、シンポジウムで制度テーマを取り上げるのに最も相応しいと考えたからです。

聞き手：具体的にはどんなふうになるのですか？

野崎：今回の最後のディベートである「税理士試験に免除制度は必要か否か？」を例に取ってみると、前半、Aチームが「必要である」、Bチームが「必要でない」との立場で互いに議論を交わし、後半はAB立場を入れ替えて再度議論を闘わせるといった流れです。例えば、あるディベーターが個人的に「免除制度が必要ない」という強い意見を持っていたとしても、前半後半のいずれかは、あえて逆の立場で議論に参加しなければなりません。このことによって、自分の意見を主張するだけでなく、反対意見についてもその論拠について理論武装しておかなければならないわけで、ここにディベートの面白さがあります。

聞き手：当日が楽しみです。シンポジウム当日、ほかに何かありますか？

野崎：未だ構想段階ですが、税理士制度に関する全国青税会員の意識調査のアンケートを岐阜大会後に実施し、その集計結果をシンポジウム当日に発表しようとして計画しております。

聞き手：面白いシンポジウムになりそうですね。

野崎：有り難うございます。まだまだ準備段階ですが、多くの会員の皆さんが11月8日、新横浜にお見えになることを楽しみにしています。

'98 秋季シンポジウム

日 時 平成10年11月8日(日)
会 場 新横浜プリンスホテル
統一テーマ 「税理士制度を考える」

第1部 記念講演

こうあってほしい～将来の税理士像

講師 立命館大学 三木義一教授

第2部

税理士制度に関するアンケート結果発表

担当 神奈川青税

第3部

ディベート

1回戦 税理士業務は税理士の独占とすべきか否か? — 名古屋青税 VS 埼玉青税
2回戦 税理(士)法人制度は必要か否か? ————— 千葉青税 VS 岐阜青税
3回戦 税理士試験に免除制度は必要か否か? ————— 東京青税 VS 近畿青税

あ と が き

広報部長 麻 木 義 弘 (近畿)

広報部長を引き受けて1年、広報誌「青税連」を4回発行すること。私に与えられた最低限の任務をとりあえずやり終えて、ホッとしています。

広報誌の役割として、まず会員の方々が読みやすいと思える誌面作りをすること、全青税の活動や研究内容を詳細に、いろいろな方向から報告すること、税理士を取り巻く様々な制度問題に対して提言して行くこと、これらを基本姿勢におき取り組みました。私としてはそれなりに出来たと思っていますが、その評価は皆さんに委ねます。ほとんど面識のない方に原稿を依頼し、無事できるのだろうかという不安もありましたが、皆さん、私の無理な、時として強引なお願いに快く応じていただき、締切りをあまり気にすることなく発行することができました。本当に感謝しております。

反省することも少しあります。広報の役割を考えると、全青税をいかに広く社会にアピールしていくかということがありますが、残念ながらできませんでした。具体的にどうするのかというと一人の力ではなかなか思いつかず、実行できないものです。また全国各地にいらっしゃる個人会員の声をもっと聞きたかったのですが、取材に行けるほどの余裕がありませんでした。

あれもしたい、これもしたいと思うのですが、時間的、経済的負担を考えると、なかなか手を出せない現実があります。思うに、現在の全青税活動もそのあたりがネックになっていて、その負担を超える何かがあればそれに超したことはないのでしょうか……。全青税に出だして2年ほどの者が言うのもおこがましいのですが、もう一年、全青税の意味を見い出す活動を試みようかと思えます。会員の皆さんにおかれましても、何かよい知恵がありましたらご教示下さい。それでは、皆さん全国大会でお会いしましょう。